

総発 0527 第 1 号
令和 6 年 5 月 27 日

内部部局の長

殿

地方支分部局の長

大臣官房総務課長
(公印省略)

厚生労働省文書決裁規程第 4 条に基づく専決事項について

厚生労働省文書決裁規程（平成 13 年厚生労働省訓第 20 号。以下「決裁規程」という。）第 4 条の規定に基づき、専決処理をすることができる事項（以下「専決事項」という。）及び専決処理をすることができる者（以下「専決者」という。）を別表のとおり定め、令和 6 年 5 月 27 日から適用し、「厚生労働省文書決裁規程第 4 条に基づく専決事項について」（平成 13 年 1 月 12 日付け総発 0718 第 5 号）は、同日付けで廃止する。